

令和4年度 緑の募金助成事業 応募要領

事業実施期間

(前期) 令和4年7月1日 ~ 令和5年5月31日
(後期) 令和5年1月中旬 ~ 令和5年5月31日

応募期間

(前期) 令和4年2月1日 ~ 5月20日
(後期) 令和4年8月1日 ~ 12月20日 **(※期日必着)**

助成対象者

森林の整備や緑化の推進活動に取り組む森林ボランティア団体、特定非営利活動法人、自治会、その他任意の団体
・規約等が定められ、適正な運営が行われることが確実に認められること
・営利を目的としないこと等 条件があります

助成率

対象となる経費の10/10 (※対象外経費は以下のとおり)

緑の募金助成事業の流れ

～ より多くの団体を取り組みやすいよう、年に2回公募を行っています ～

(公財)かごしまみどりの基金

申請書の提出

審査会(運営協議会)(R4.6月・R5.1月)

交付決定通知(R4.7月・R5.1月)

概算払の申請(任意)

実績報告書の提出(R5.6月10日迄)

交付確定通知

助成金交付請求書の提出

申請
団
体



申請書等様式は、ホームページからダウンロードできます。



令和4年度 緑の募金助成ガイド



「緑の募金」を活用して、鹿児島島の美しい森林やみどりを
守り育てる活動に取り組んでみませんか



公益財団法人
かごしまみどりの基金



T892-0816
鹿児島市山下町9番15号
県林業会館4階
TEL: 099-225-1426
<http://www.k-green.jp/>



(公財)かごしまみどりの基金では「緑の募金」運動等を通じて、持続可能な開発目標17項目のうち、10項目の目標達成に向け、森林整備活動や緑化推進活動、森林ボランティアの育成および次世代を担う青少年への森林環境教育活動等に取り組み、SDGsの実現に貢献していきます。

「緑の募金」は公益性の高い森林づくりや、身近な公共施設等の緑化活動、森林環境教育等の取組みを支援しています

森林整備活動

(1事業あたりの上限額:100万円)

① 公益性の高い森林づくり活動

- ・地域のシンボリックな森林や憩いの場となる森林の整備
- ・水源林など公益性の高い森林の造成及び整備等

② 普及啓発を目的とした森林整備活動

- ・青少年や一般県民を対象とした森林・林業体験など

緑化推進活動

(1事業あたりの上限額: 50万円)

① 学校・公園・街路・公共施設周辺の緑化推進活動

- ・公園、公共施設周辺の環境緑化活動

② 森林環境教育に関する活動

- ・森林や木に関する幅広い教育活動

③ 緑化イベントの開催

- ・植樹祭、地区産業祭(木材まつり)等の普及啓発事業

助成対象経費

森林整備活動

- 苗木、樹木、保護具、機械作業用具の購入・借上経費
- 林内の作業道や歩道整備にかかる経費
- 地拵え、植穴掘りの経費(植付に付帯する経費)
- 指導者経費(謝金等)
- 普及啓発に要する経費(募集時)(広報チラシ、広告掲載、HP掲載)
- 資機材運搬費(トラック・軽トラック借上料)
- 活動に係る傷害保険・賠償責任保険料
- 集合場所から活動場所間の人員輸送費(バス・レンタカー等)
- 食材費(材料、調味料などの購入費)
※体験イベント実施時に限る(一般参加)
- ボランティア活動を促進するための計画調査費
- 木製看板(事業実施箇所に必ず設置)
- 事務用品費(印刷費、通信費等)
※助成金総額の1割以内

緑化推進活動

- 苗木、緑化木、種子等の購入経費
- 肥料、鉢、樹名板、作業用具等の資材費
- 指導者経費(謝金等)
- イベント開催経費
- 普及啓発に要する経費(募集時)(広報チラシ、広告掲載、HP掲載)
- 資機材運搬費(トラック・軽トラック借上料)
- 活動に係る傷害保険・賠償責任保険料
- 集合場所から活動場所間の人員輸送費(バス・レンタカー等)
- 宿泊施設の借上料(宿泊費、朝夕食代は対象外)
- 食材費(材料、調味料などの購入費)
※体験イベント実施時に限る(一般参加)
- ボランティア活動を促進するための計画調査費
- 木製看板(事業実施箇所には必ず設置)
(※①の場合のみ)
- 事務用品費(印刷費、通信費等)
※助成金総額の1割以内

※ 対象外経費

- 集合前・解散後の行動費(交通経費)
- スタッフ等の被服費
- 昼食の弁当購入費
- 資産形成につながる物品の購入費(耐用年数4年以上)(パソコン、カメラ等)
- 花苗などの草本の苗
- 事業の目的・内容に相応しない不適樹種の苗木購入費
- 承認された事業との関係が不明な印刷費、通信費
- ホテル、旅館などの宿泊費
- 団体の通常の運営費

※ 留意事項

- 整備した森林にボランティアの分収権は発生しません(権利放棄)。
- 森林ボランティアにより困難な作業(地拵え・間伐等)の一部は、森林組合等に委託することができます。